



平成21年12月18日

岡山市長 高谷 茂男 様

岡山市入札外部審査委員会

委員長 菊池 捷男 A circular seal containing the signature of Kikuchi Tetsuo.

入札契約制度改善に関する意見書

本委員会は、平成16年2月に設置されて以来、岡山市入札外部審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号の規定に基づき、岡山市の入札契約手続について、担当職員から説明を聴取した上で、公平、公正に行われているかどうかを市民の立場から慎重に審議を重ねてきた。従来から、これらの審議の中で、随時、入札契約手続の改善について、各委員が意見を述べてきたところである。

しかし、昨今、岡山市発注工事をめぐり許容価格の積算（以下「積算」という。）のミスによる入札の中止や落札決定の取消し（以下「入札中止等」という。）が相次ぎ、早急に対応策を検討することが求められている状況にかんがみ、これらへの対応策について要綱第6条第1項の規定により意見を具申する。岡山市においては、委員会の意見を十分に参考にして、今後の入札契約制度の改善に当たるよう要請する。

記

第1 意見の概要

- 1 本来、積算誤りはあってはならないものであり、積算誤りを防止するための事務執行体制の見直しなど、早急に対応策を検討すること。
- 2 他方、わずかな金額の違いが生じた場合に、すべての案件で入札中止等を行うこ

とは発注者・受注者の双方にとって不経済であるから、入札結果や落札決定に重大な影響を与えない範囲で許容枠を設け、双方の利益の調整を図ること。

- 3 入札契約制度の透明性を高める方向性を維持すること。
- 4 入札中止等に際し、対応策のルールを明確にすることにより、入札契約制度への信頼性を損なうことがないよう努めること。

第2 意見を述べる経緯及び理由

1 岡山市建設工事入札契約制度の概要

岡山市の建設工事の入札契約方法は地方自治法（以下「法」という。）第234条の規定により一般競争入札を原則としている。また、適正な施工の確保ができないと考えられる場合や、ダンピング受注を防止するための対応策として、許容価格（法第234条第3項に定める予定価格のこと）を用いて（以下同じ。）2億円以上のものは地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の10第1項による低入札価格調査制度、許容価格2億円未満のものは令第167条の10第2項の規定により最低制限価格制度を適用することとしている。

2 許容価格及び積算の性質

この一般競争入札を行うに当たっては、許容価格を定めなければならない。法第234条第3項本文に、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と定められているとおり、許容価格は契約の相手方を決定する際の比較の基準となる価格であり、あらかじめ適切な積算により決定しておくことにより恣意的な運用を排除し、競争の公正性を確保するために極めて重要な意義を有している。許容価格は、建設工事においては設計を基に必要な費用を算出することにより定めることとなり、岡山市では、原則として公表されている国や岡山県の積算基準を基に定めた土木工事標準積算基準等各種の積算基準（以下「積算基準」という。）により算出することとしている。この積算基準は国土交通省等が実態調査を行い、標準的な工事価格が算定できるよう整備して

いるものである。このように許容価格の積算は、競争入札が適正かつ合理的に行われていることを検証するために欠かせない重要なものである。

3 入札中止等が頻発する問題が生じた背景と現状

従来、岡山市では最低制限価格の決定に際し、入札者の入札金額により変動する方式を採用していたが、受注者の見積能力及び契約手続の透明性を高めるため、平成21年4月の入札契約制度改正により、最低制限価格は設計金額を基に定められた計算式により算出するとともに、この計算式をオープンにし、また、より詳細な積算条件等を見積参考資料として提示するよう改めた。その結果、情報公開が進み入札者の見積精度が向上し、最低制限価格に近い金額で入札する者が増えた。そのような状況で積算に1円でも誤りがあれば、失格基準である最低制限価格が変動し、落札者が代わるおそれが生じることとなり、入札者から積算誤りの指摘が頻出することとなった。

4 意見を具申する理由

岡山市の積算に誤りがあるのではないかとの指摘について確認を行い、積算誤りが発見された場合の取扱いについて、今までルールがなかったため、岡山市は社会通念に従って入札者の了解を個々に得るなどして、入札中止等の対応を行っていた。しかしながら、入札者は利害関係者でもあり、基準が明確でない中で、入札中止等について同意を得るのは容易ではない。また、入札結果の確定に時間がかかることにもなり、発注者と受注者の双方に多大な労力と時間の無駄が生じ、ひいては入札契約制度への信頼性を損ないかねない事態が生じている。

このため、最低制限価格の設定方法や積算誤りへの対応策について、要綱第6条第1項の規定により意見を具申するものである。

第3 意見の詳細

1 岡山市が本委員会へ提案した制度改正案の概要は、以下のとおりである。

(1) 積算誤りへの対応策案

- ① 各局区に積算チェックのための専門職員の配置
- ② 各課における積算チェック体制の確立
- ③ 積算ミス事例の職員への周知及び積算研修会の実施

(2) 入札契約制度についての改正案

案1 最低制限価格は、個別の工事内容に応じて設定する。計算式で自動的に決まるものとはせず、具体的な設定方法は公表しない。
X

案2 積算疑義申立手続を新設する。

- ① 開札後直ちに入札者に積算内訳を公表する。
- ② 疑義申立期間を設ける。
- ③ 疑義申立期間に落札候補者が代わるような積算誤りが判明した場合には、入札を中止する。
- ④ 疑義申立期間終了後は、工事が施工できないような大きな誤りでない限り、入札契約結果に影響を与えないものとする。

2 本来、許容価格算出の基礎となる積算の誤りについてはあってはならないものであり、まずもって岡山市は積算誤りについて猛省が必要である。入札制度において積算誤りへの対応策が必要だとしても、まずは積算誤りを起こさないために岡山市が提案するようなチェック体制の整備や研修の実施など、事務執行体制の見直しを行い、積算誤りを防止することを最優先に行うべきである。

3 しかしながら、積算は人間が行うことである以上、誤りを根絶することは困難であるし、1円でも積算誤りがあればすべて入札中止等を行うとなると、公共工事に遅れが生じたり、発注者・受注者の双方とも再度の積算や見積りを行うことになるなど、不経済が生ずることとなる。積算誤りを訂正した上で最低制限価格を再度計算しても落札候補者が代わらない場合には、その他の特段の事情がない限り入札結果には影響を与えていないと考えられる。このような場合には、積算誤りがある場合の対応方法について明確なルールを定めることにより入札中止等を行わず、契約手続が進められるような対応策を検討すべきである。

4 そこで、入札契約制度改正案について本委員会で検討したところ、案1については入札契約制度の透明性を高めてきた流れに反するものであり、採用するべきではないとの意見が大勢を占めた。

最低制限価格については、本来それ以下の金額では適正な施工の確保ができないと考えられる場合や、ダンピング受注を防止するためのものであり、工事の内容や現場状況により異なるものであり、積算基準から一律に決まるとは限らないとも考えられ、積算基準から算定する現在の方法とは異なる方法で算定することも一概に不合理であるとは思われない。

しかしながら、最低制限価格の設定方法を秘密とすることは情報公開の流れに反する上に、積算誤りを防止する努力をも削ぐことになる。また、最低制限価格は落札者を決定するために最も重要な情報であるため、秘密にするとこの情報を探る動きが起こらないとも限らず、この面からも透明性を高める流れに反すると考えられる。

5 案2については、透明性が高まること、積算誤りが判明した場合のルールが明確になること、入札中止等による発注者・受注者双方の不経済がある程度回避され、受注者の利益にも配慮されていることなどから、こちらの案は採用できるものと思われる。具体的な事例や想定される事態、類似の制度をよく検討し、手続方法や疑義申立の対象、入札中止等の基準を明確にした上で実施するべきであろう。

第3の3でも述べたとおり、入札中止等は発注者のみならず受注者についても再度積算や見積りを行うこととなり、工期の遅れが生じ、ひいては公共工事そのものが遅れるなど、不利益が大きい。入札中止等が頻発し、対応方法が不明確であると、入札契約制度そのものに対する信頼性を損ねることにもなりかねない。入札中止等への対応方法をルール化し、公開することにより透明性を維持しながら入札契約制度への信頼性を損ねることのないように努めるべきである。

第4　まとめ

岡山市の入札契約制度は、発注者たる岡山市が決めるべきことであるが、公正性の確保と客觀性及び透明性の向上を図るために設置された本委員会の趣旨を踏まえ、適切な対応をとることを要請するものである。